

# 調査の流れ

9月上旬ごろに、調査員が皆さまのお宅に伺い、調査説明のちらしなどと一緒に、ID・パスワードを配布します。



単身の方、学生の方、未成年の方、外国籍の方など、国内に普段住んでいるすべての方が対象です。



調査員から配布された「ID・パスワード」により、インターネットで回答できます。回答期限までにインターネットで回答されなかった場合、後日、調査員が紙の調査票をお届けします。



<インターネット回答期間> 9月10日～9月20日

記入された「調査票」は、あらかじめ調査員が皆さまの都合を確認し、指定された日時に、直接回収に伺います。



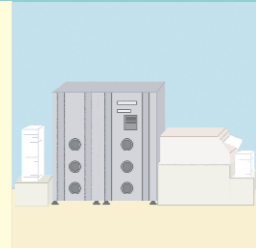
\*薩摩川内市では郵送回収は行っていません。

本庁および各支所で、調査票の記入漏れや、誤りなどの審査を行います。



\*記入内容の確認のため、電話にて連絡をさせていただきます。

調査結果は、コンピュータにより集計が行われます。



国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするために、統計法という法律に基づき5年ごとに実施する、最も基本的で重要な統計調査です。調査の結果は、社会福祉・雇用・環境整備・防災対策など、あらゆる施策の基礎資料として活用されます。

皆さまの国勢調査へのご理解・ご協力をよろしくお願ひします。

【問合先】本庁企画政策課企画総務グループ  
TEL(23)51111(内線5061)  
または各支所地域振興課

# 平成27年10月1日 国勢調査を実施します



**「かたり調査」にご注意を!**

国勢調査などの公的な調査をかたり、個人情報を引き出そうとするなどの「かたり調査」事例が発生しています。不審な電話や訪問があった場合は、速やかに問合先までご連絡ください。

**インターネットで回答できます**

今回から、全国的にパソコンやスマートフォンなどのインターネットによる回答ができるようになります。より便利で簡単になります。

※この場合は、紙での回答は不要となります。

**個人情報情報は固く守られます**

国勢調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められ、従事する者にも守秘義務が課せられています。調査票に記載される個人情報その他の目的で使用されることはありません。

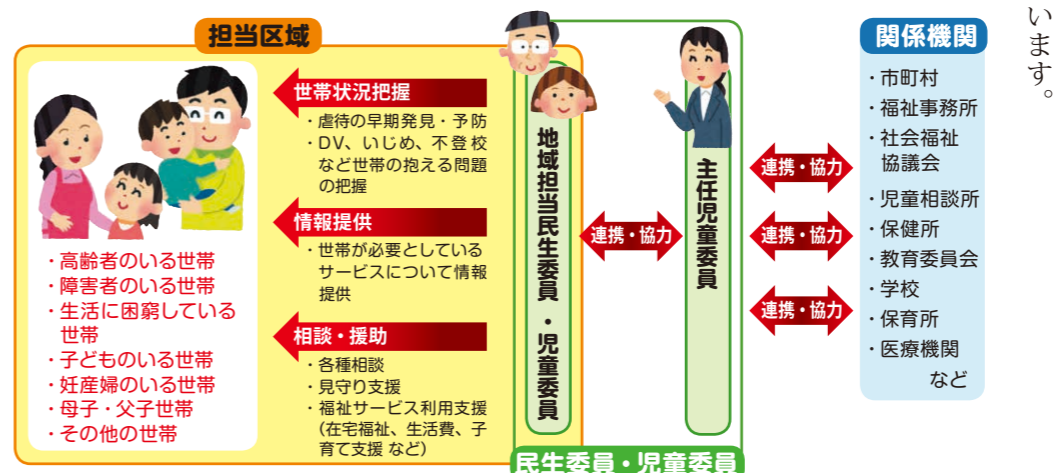
民生委員・児童委員、主任児童委員とその活動について

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなってきている今日、子育てや介護の悩みを抱える方、高齢者や障害のある方などが孤立し、必要な支援を受けられない事例が多くあります。

民生委員・児童委員は、そんな地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ役割を担っています。

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童委員を兼ねています。特定の区域を担当し、高齢者や障害のある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関するさまざまな相談や支援を行います。

一方、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当します。原則として、区域を担当せず、行政や児童相談所などの児童福祉関係機関との連携を図り、区域を担当する児童委員の活動を援助・協力します。



保護司とその活動について

保護司とは、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、実質、民間のボランティアです。犯罪をした者や非行のある少年に対し、地域における立ち直り支援や再犯防止のための活動を行っています。その他、地域社会における犯罪や非行の発生を予防するための活動(犯罪予防活動)も実施しています。

保護司は、保護観察だけではなく、地域住民の一人として、地域社会の安全・安心に貢献するという理念のもと、一般の地域住民からの相談を受けたり、学校や地域の防犯活動団体との連携・支援を行うなど、地域ニーズに応じて幅広く活動しています。

地域社会の連帯意識が希薄となり、治安が悪化していると感じる国民が増える中、地域に根ざした保護司の活動は、地域連帯を再生し、安全・安心なまちづくりに寄与しています。

本市においては、平成26年6月に保護司会の活動拠点として、「薩摩地区更生保護サポートセンター」を

**薩摩地区更生保護サポートセンター**

【所在地】 大小路町14番5号(中央公民館内)  
TEL・FAX (41)6196

【開所日】 月曜日～金曜日の午前10時～午後4時  
(ただし、祝日、年末年始、8月14日・15日は除く)  
\*相談時間 午前10時30分～午後3時  
(あらかじめ電話でご連絡ください。)  
\*同センターには企画調整保護司が常駐しています。

【問合先】本庁障害・社会福祉課  
社会福祉グループ  
TEL(23)51111(内線2171)



民生委員・児童委員、主任児童委員および保護司の活動について

知っておきたい! 地域の福祉と安全・安心をサポートする

いづれも、任期は3年(平成28年11月30日まで)で、本市の民生委員・児童委員の定数は285人となっています。

開設し、住民からの犯罪・非行に関する相談窓口や地域における関係機関・団体との連絡・協議などを行っています。